

# 保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No. 93  
〒683-0853 米子市両三柳 877-1  
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

## 10月1日以降 長期収載品の選定療養について

日頃のご奮闘に心から敬意を表します。10月1日より後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）を患者希望で処方した際に差額の一部を選定療養として徴収される仕組みが実施されます。概要は以下の通りです。

### 概要

- ・「対象となる長期収載品」を患者の希望により処方した場合（入院患者は除く）、長期収載品と後発医薬品（最高価格）の差の4分の1を通常の1～3割の患者負担とは別に選定療養として徴収する。

※選定療養として徴収する特別の料金は課税対象のため、消費税分を加えて徴収する。

例：長期収載品 1錠：100円 後発医薬品 1錠：60円 消費税10%の場合

差の4分の1  $(100 - 60) \div 4 = 10$

徴収する金額  $10 \times (1 + 0.1) = 11$ 円

- ・選定療養の対象となるのは「対象となる長期収載品」を患者の希望により処方した場合かつ、レセプトの「14 在宅」欄、「20 投薬」欄、「30 注射」欄で算定する場合。「40 処置」欄や「50 手術」欄等で算定する場合はこれまで通り保険請求

- ・対象となる長期収載品を処方等又は調剤を行おうとする医療機関は院内の見やすい場所とウェブサイト（自ら管理するホームページ等を持つ場合に限る）に制度の趣旨と徴収する「特別の料金」についてわかりやすく掲示しなければならない。

※掲示物の見本については厚生労働省ホームページに掲載されております。

ウェブサイトへの掲載は令和7年5月31日まで経過措置有

### 対象の長期収載品であって選定療養にならない場合

- ① 長期収載品と後発医薬品で薬事上承認された効能・効果に差異がある場合であって、当該患者の疾病に対する治療において長期収載品を処方等する医療上の必要があると医師が判断する場合。
- ② 当該患者が後発医薬品を使用した際に、副作用や、他の医薬品との飲み合わせによる相互作用、先発医薬品との間で治療効果に差異があったと医師が判断する場合であって、安全性の観点等から長期収載品の処方等をする医療上の必要があると判断する場合。
- ③ 学会が作成しているガイドラインにおいて、長期収載品を使用している患者について後発医薬品へ切り替えないことが推奨されており、それを踏まえ、医師が長期収載品を処方等する医療上の必要があると判断する場合。
- ④ 後発品の剤形では飲みにくい、吸湿性により一包化ができないなど、剤形上の違いにより、長期収載品を処方等する医療上の必要があると判断する場合。ただし、単に剤形の好みによって長期収載品を選択することは含まれない。
- ⑤ 後発医薬品の在庫状況等を踏まえ後発医薬品を提供することが困難な場合

## 対象の長期収載品であって患者が希望した際の取り扱い

### 院外処方・院内処方共通

2 ページ「対象の長期収載品であって選定療養にならない場合」に該当する場合、医療上必要があると認められる場合及び後発医薬品の在庫状況等を踏まえ後発医薬品を提供することが困難な場合の理由のうち該当するものうち以下をレセプトの「摘要」欄に記載すること。

レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言
820101320	長期収載品と後発医薬品で薬事上承認された効能・効果に差異があるため
820101321	患者が後発医薬品を使用した際、副作用や、他の医薬品との飲み合わせによる相互作用、長期収載品との間で治療効果に差異があったため
820101322	学会が作成しているガイドラインにおいて、長期収載品を使用している患者について後発医薬品へ切り替えないことが推奨されているため
820101323	剤形上の違いにより、長期収載品を処方等の必要があるため
820101324	後発医薬品の在庫状況等を踏まえ後発医薬品を提供することが困難なため

### 院外処方

#### ・選定療養の対象となる場合

処方箋に長期収載品の銘柄名を記載し、併せて「患者希望」欄に「✓」又は「×」を記載する。

#### ・選定療養の対象とならない場合

処方箋に長期収載品の銘柄名を記載し、「変更不可（医療上必要）」欄に「✓」又は「×」を医薬品ごとに記載。かつ、「保険医署名」欄に署名又は記名・押印する。

※一般名処方の場合には、「変更不可（医療上必要）」欄及び「患者希望」欄の いずれにも、「✓」又は「×」を記載しないこと。

### 院内処方

#### ・選定療養の対象となる場合

- ① 患者一部負担金とは別に「特別の料金」を徴収する。
- ② レセプトの「摘要」欄には、当該医薬品名の後に「（選）」を記載し、所定単位につき、選定療養に係る額を除いた薬価を用いて算出した点数を記載する。

#### ・選定療養の対象とならない場合

従来通り、患者一部負担金のみを徴収し、「特別の料金」は徴収しない。

## 参考資料

- ① 後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の  
選定療養について（厚生労働省 HP）  
※院内掲示ポスター参考例、疑義解釈等も掲載



- ② 長期収載品の処方等又は調剤に係る  
選定療養における費用の計算方法について  
(pdf ファイル)



- ③ 長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養の  
対象医薬品について (pdf ファイル)  
※参考資料①のページ後半に同様の  
エクセルファイルも掲載されております。



- ④ 診療報酬請求書等の記載要領等 (pdf ファイル)

※1 P28、29、30 医・歯・調 - 27(レ)、28、29

「在宅」欄、「投薬」欄、「注射」欄の記載について

※2 P65、66 医・歯・調 - 64、65 在宅医療、「投薬・注射」欄について

※3 P157 別表 I (医科) - 52 選定療養の対象としない場合 (医科)

※4 P173 別表 I (歯科) - 15 選定療養の対象としない場合 (歯科)

